

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成24年4月分～）

（北海道）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.60%	10.12%	11.11%	11.67%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,568円	5,869円	6,443円	6,768円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,528円	6,881円	7,554円	7,935円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,488円	7,893円	8,665円	9,102円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,448円	8,905円	9,776円	10,269円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,408円	9,917円	10,887円	11,436円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,984円	10,524円	11,554円	12,136円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,560円	11,132円	12,221円	12,837円
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,328円	11,941円	13,109円	13,770円
9	126,000	122,000	～ 130,000	12,096円	12,751円	13,998円	14,704円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,864円	13,560円	14,887円	15,637円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,632円	14,370円	15,776円	16,571円
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,400円	15,180円	16,665円	17,505円
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,360円	16,192円	17,776円	18,672円
14	170,000	165,000	～ 175,000	16,320円	17,204円	18,887円	19,839円
15	180,000	175,000	～ 185,000	17,280円	18,216円	19,998円	21,006円
16	190,000	185,000	～ 195,000	18,240円	19,228円	21,109円	22,173円
17	200,000	195,000	～ 210,000	19,200円	20,240円	22,220円	23,340円
18	220,000	210,000	～ 230,000	21,120円	22,264円	24,442円	25,674円
19	240,000	230,000	～ 250,000	23,040円	24,288円	26,664円	28,008円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,960円	26,312円	28,886円	30,342円
21	280,000	270,000	～	26,880円	28,336円	31,108円	32,676円

平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.12%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

健康保険料率のうち、6.11%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～